

押さえておきたい

# 不正競争防止法の 改正ポイント

2023年6月に公布された「不正競争防止法等の一部を改正する法律」が順次施行されています。デジタル化に伴う事業活動の多様化を踏まえ、デジタル空間における模倣行為の防止や営業秘密等の保護強化などが主な内容です。中小企業への影響と求められる対応を確認します。

2023年6月公布の「不正競争防止法等の一部を改正する法律」により不正競争防止法が改正され、順次施行されています（以下本稿では、改正前の法律を「現行法」、改正後の法律を「改正法」とします）。

不正競争防止法とは、端的には、商売上の「不正競争」行為を取り締まる法律です。

そしてこの「不正競争」行為には、競争事業者のブランドへのフリーライドを禁止する混同惹起行為、他人の商品の形態を模倣した商品を譲渡等する行為、営業秘密に係る不正行為、限定提供データに係る不正行為、取引先への偽った広告を禁止する誤認惹起行為等

が含まれています。

ことし4月1日に施行される主たる内容は、以下のとおりです。

- (1) デジタル空間における模倣行為の防止
- (2) 営業秘密・限定提供データの保護の強化
- (3) 外国公務員贈賄に対する罰則の強化・拡充
- (4) 国際的な営業秘密侵害事案における手続の明確化

改正法の内容のうち、特に事業者にとって影響が大きいと考えられるのは、(1)、(2)です。本稿ではこの2点について解説します。

なお、いわゆる「コンセンスト制（先に類似商標を登録している権利者が同意すれば、その類似商標でも登録を認める制度）」に関する適用除外については、商標法との関係もあり省略します。

## デジタル空間における 模倣行為の防止

### \* デジタル空間での 模倣行為取締りの拡充

近時「メタバース」に代表され

るデジタル空間が注目されています。そのなかで、現実世界（フィジカル）で流通している商品について、無許可で模倣して作成した3Dモデルをネットワーク上（デジタル）で提供した場合、法的に取り締まることができるのか、という疑義がありました。

現行法では「形態は有体物の形態でなければならず、無体物は含まれない」とする解釈が有力に唱えられていたからです。

そこで、この解釈上の疑義を解消すべく、他人の商品形態を模倣した商品を「電気通信回線を通じて提供する行為」を禁止する旨を明記することで、無体物の形態を含むことを明確にしたというのが、今回の改正です。

これにより、今後進展すると予想されるメタバース等のデジタル・仮想空間における形態模倣行為に対し、権利者は不正競争防止法による対策を講じることが可能となります。

ちなみに、あえて不正競争防止法を改正しなくても、現行の意匠法や著作権法で対処できるのは、と疑問を持つ人もいるかもしれませんが、

しかし、意匠法については、そ

もそも意匠登録しているのかという点や、意匠登録を行なっていたとしても、現実の物品と模倣したデジタル・仮想空間上でのデータとはその機能等が異なり、意匠権侵害に該当しないとされるケースが多いと考えられます。

また、著作権法については、実用品は美術を日常に応用したものであり著作物に該当しないとする解釈が主流であり、やはり著作権侵害に該当しないとされるケースが多いと考えられます。

### \* 事業者への影響と求められる対応

独創的な形態を用いた商品を現実世界で展開する事業者にとつては、デジタル空間での無断使用を取り締まることが可能となり、一層のブランド保護を図ることができま

一方、デジタル空間内で商品を提供しようとする事業者は、注意を要することになります。

なぜなら、現実世界およびデジタル空間内に既に存在する商品形態の模倣とならないか、調査する必要性が生じるからです。

同様に、現実世界で商品を提供しようとする場合、従前までは現

実世界のみ調査対象とすれば足りましたが、今後はデジタル空間内にすでに存在する商品形態の模倣とならないか、調査範囲を拡大する必要があります。

### 限定提供データの保護の強化

#### \* 限定提供データの範囲拡充

不正競争防止法で保護の対象とされる「限定提供データ」とは、企業間で複数者に提供や共有されることで、新たな事業の創出につながったり、サービス製品の付加価値を高めるなど、その利活用が期待されているデータのことをいいます。

現行法では、「業として特定の者に提供する情報として電磁的方法により相当量蓄積され、および管理されている技術上または営業上の情報（秘密として管理されているものを除く）」と定められています。

改正法では、最後の部分が「技術上または営業上の情報（営業秘密を除く）」という表現に変更されました。

一見すると、この改正によって

どのような差異が生じるのかわかりません。

しかし、たとえばある事業者が相当量蓄積されたデータを、秘密保持契約を締結したうえで取引先に開示したところ、当該取引先が当該データを公開してしまった、という事例があったとします。

この場合、現行法では、

- 非公知性（一般的には知られておらず、または容易に知らることができないこと）を満たさない以上、営業秘密として保護されることはない
- ある事業者は秘密として管理していた以上、限定提供データには該当しない

という結論になります。

限定提供データの場合、公知・非公知を問わず秘密として管理されていないデータが保護対象となるのに、「秘密として管理されていた」場合には保護対象とならないのはいかにもバランスが悪いといわざるを得ません。

この部分に関してを限定提供データの保護対象にすることで、埋め合わせを図ろうとしたのが改正法の目的です。

### \* 事業者への影響と求められる対応

想定されている事例が、かなりレアケースだと思われます。

現場の実務的な発想としては、自社で相当量蓄積されているデータを提供等するケースで、当該データの法的保護を図ろうとする場合、当該データが営業秘密に該当するのかが、営業秘密に該当するのであれば限定提供データに該当するのかが、といったチェックが必要です。

### 営業秘密の保護の強化

#### \* 使用等の推定規定の拡充

たとえば、事業者が保有していた営業秘密を産業スパイによって盗まれたところ、どうやら競業他社に渡ってしまったという事例があったとします。

事業者としては、競業他社に営業秘密を使用しないよう要求したいところですが、実際のところ、競業他社において営業秘密を使用しているか否かを証明することは極めて困難です。

現行法では、一定の条件を満た

した場合に、競業他社が営業秘密を使用していると「推定」する規定を定め、事業者の立証困難性を軽減する措置を講じていました。

しかしその場合、権利者との合意に基づき営業秘密の開示を受けた取引先が、図利加害目的（不正の利益を得る、またはその保有者に損害を加える目的）をもって営業秘密を使用した場合、あるいは元従業員が転職先に営業秘密を開示し、転職先が不正に開示された営業秘密であることを事後的に認識したにもかかわらず使用した場合といった事例には推定規定が適用されない、という状況と解釈されてきました。

そこで、そのような場合にも対処できるように、推定規定を拡大する改正を行いました。

この改正のポイントは、4種類ある営業秘密侵害の行為類型のすべてに使用等の推定規定を及ぼす点にあります（図表1）。

**\* 事業者への影響と求められる対応**

せっかく権利行使が容易になる以上、権利者は、「営業秘密」として保護が受けられるよう管理体制の見直しを図ることは当然のこ

とです。

それに加え、たとえば秘密保持契約書の工夫（7号類型に対応できるように条項を見直す等）を行いたいところです。

なお、使用等の推定規定は、改正法においても「技術上の秘密」に限定されていることに注意が必要です（「営業上の秘密」は使用等の推定規定が適用されません）。「限定提供データ」については、現行法はもとより、改正法においても、使用等の推定規定が適用されないことにも注意する必要があります。

また、「転得時は善意・無重過失だが、後に不正使用した場合」にも推定規定が拡充されることから、転職者の受入れの際には、一層の注意を要します。

転職者に退職後の競業禁止義務の有無を確認する、前企業の営業秘密を自社に持ち込ませないよう入社時にその旨を誓約させる、入社後の業務においての確認・監視等が必要となります。

転職者受入れ後に、転職元より警告書等が送付されてきた場合、何ら対応しない（無視する）ということが許されなくなることにも注意が必要です。

権利が侵害された  
場合の損害賠償の強化

**\* 損害賠償額算定規定の拡充**

やや細かな事項を含みますが、ポイントが4点あります。

①「営業上の秘密」について

現行法では営業秘密のうち「営業上の秘密」には損害賠償額算定規定の適用がなく、権利者は不正競争行為自体は立証できても、具体的な損害額を立証しきれずに満足いく損害回復を実現することができない（場合によっては泣き寝入り）という状態になっていました。

そこで、改正法では「技術上の秘密に関するものに限る」という文言を削除し、営業上の秘密についても損害賠償推定規定が及ぶように改正されました。

②「役務提供」への拡大

現行法では「ものを譲渡した」場合のみ、損害賠償推定規定の適用ができる、と定めていました。このため、権利の侵害者が営業秘密を用いて組成した「もの」を第

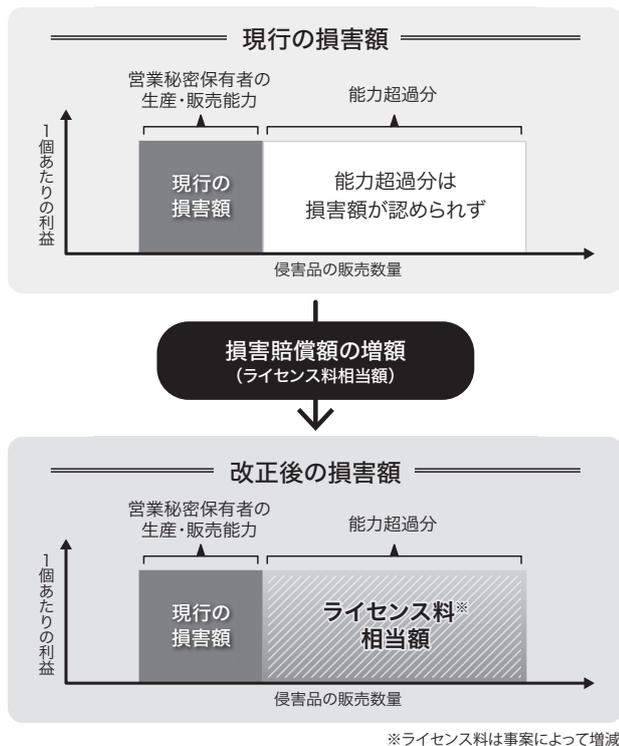
【図表1】推定規定に関する改正

類型	現行法	改正法
無権限者が不正取得後、使用した場合 (2条1項4号)	推定規定あり	推定規定あり
正当に取得したが、後に不正使用した場合 (同項7号)	推定規定なし	
転得時に悪意・重過失で使用した場合 (同項5号、8号)	推定規定あり	
転得時は善意・無重過失だが、後に不正使用した場合(同項6号、9号)	推定規定なし	

三者に販売等した場合、損害賠償推定規定を適用することができました。

しかし他方では、権利の侵害者が営業秘密を用いて第三者にコンサルティングサービスなどを提供していた場合には、損害賠償推定規定を適用することができないという状態になっていました。

【図表2】権利の侵害者に利益を残さないための改正



出典 経済産業省経済産業政策局知的財産政策室特許庁制度審議室  
「不正競争防止法等の一部を改正する法律【知財一括法】の概要」

そこで、営業秘密の使用態様によって差異を設ける必然性はないという観点から、改正法では「その侵害の行為により生じた役務を提供したとき」を文言に追加することで、前出のような権利の侵害者による営業秘密の役務提供の場合でも、損害賠償推定規定が及ぶようになりました。

### ③ ライセンス料相当額の徴収

現行法では、「権利の侵害品の販売数量×権利者における1個あたりの利益」を、損害賠償額として推定する、と定めていました。

現行法ではついで、「ただし、譲渡数量の全部又は一部に相当する数量を被侵害者が販売することができないとする事情があるときは、当該事情に相当する数量に応じた額を控除するものとする」と定めています。

つまり、仮に権利者より権利の侵害者が商売上手で、権利者よりも多くを売り上げていた場合、権利者の能力上売ることができた販売分との差額は損害賠償の対象とならず、権利の侵害者に利益を残してしまうという不都合な状態となっていました。

そこで改正法では、差額分については、権利者が権利の侵害者に対して「ライセンスできた」とみなし、ライセンス料相当額を損害賠償額として推定することで、侵害者に不当な利益を残さないよう対処することになりました。

なお、現行法でもライセンス料相当額を損害賠償額として推定する規定が定められていますが、先の事例のような権利者の生産・販売能力を超えた分に対して適用できるかは疑義がありました。今回の改正で、この疑義は解消されることになりました（図表2）。

### ④ ライセンス料の増額

4点目は、権利者に無断で営業秘密を使用等している権利の侵害者に対し、「ライセンス料相当額の損害が発生した」と推定する点についてです。

現行法では、ライセンス料を考慮する際、権利者と交渉したうえでライセンス料を定める場合と、権利者に無断で営業秘密等を使用している侵害者を相手にライセンス料を定める場合とでは、おのずと金額が異なってくる点が考慮されていませんでした。

そこで、営業秘密等を無断で使

用していることをライセンス料の増額要因として考慮することができるとなりました。

### \* 事業者への影響と求められる対応

損害賠償請求の裁判実務を経験した人であれば理解できると思われませんが、損害の発生および損害額の立証は、想像以上に難しく、権利を行使したくても行使できないというジレンマに陥ってしまいます。

さらに、営業秘密および限定提供データ等を故意に侵害しようとする事業者のなかには、損害額の立証困難性を逆手に取った手法（一定の損害賠償金を支払っても、なお利益が残ることを見越して、あえて侵害行為を継続するなど）をとる場合もあるようです。

しかし、今後は法の抜け穴ともいえるべき手法は通用しなくなります。他人の営業秘密および限定提供データを無断で使用等しない、させないという態度が強く求められます。

今回の改正を機に、適切な権利行使を行なうことで、一定程度泣き寝入りを防止することが可能となります。